

## ○健康福祉に関する助成制度

本章では、健康福祉に関する県の助成制度を掲載しています。

# 7 健康福祉に関する助成制度一覧

## (1) 保健医療関係の助成制度

課名	事業名	補助率		補助対象事業及び補助対象施設	備考（補助単価等）
		国	県		
健康福祉政策課	福祉医療費給付事業補助金	-	1/2	市町村が行う福祉医療費給付事業に要する経費 1 医療費補助金 (1) 障がい者医療費給付事業 (2) 乳幼児等医療費給付事業 (3) 母子家庭等医療費給付事業 (4) 父子家庭医療費給付事業 2 事務費補助金 (1) 医療機関等事務手数料 (2) 審査支払事務手数料	補助金交付要綱に定める交付基準による
健康増進課 国民健康保険室	国民健康保険運営安定化等事業	-	3/4	低所得世帯に対する保険料（税）軽減額について一定割合を負担	補助金交付要綱に定める交付基準による
		1/2（直接）	1/4	保険料（税）軽減世帯の被保険者数に応じて算定した額について一定割合を負担	
		1/2（直接）	1/4	未就学児に対する保険料（税）軽減額について一定割合を負担	
		1/4	1/4	高額な医療費による財政リスク軽減に要する経費	
		-	9/100	県及び市町村の財政安定化に要する経費	
市町村国保ヘルスアップ事業	定額		被保険者の予防・健康づくり事業に要する経費	補助金交付要綱に定める交付基準による	
後期高齢者医療給付事業	4/12（直接）	1/12	高齢者の医療の確保に関する法律第96条第1項に基づく療養の給付等に要する経費	負担金取扱い通知の定める交付基準による	
	-	3/4	高齢者の医療の確保に関する法律第99条第3項に基づく保険料軽減に要する経費		
	1/4（直接）	1/4	高齢者の医療の確保に関する法律第96条第2項に基づく高額医療費負担に要する経費		
健康増進課	健康増進事業	1/3（一部10/10）	1/3	健康増進法に基づく保健事業の実施に要する経費	補助金交付要綱に定める交付基準による
感染症対策課	感染症指定医療機関運営費補助事業	1/2	1/2	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費	補助金交付要綱に定める交付基準による
	感染症予防費負担事業	1/3	1/3	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第57条に規定する市町村が実施する消毒等の経費	補助金交付要綱に定める交付基準による
	結核健康診断補助事業	-	2/3	私立学校、施設等の生徒及び入所者の定期健康診断、予防接種の実施に要する経費	補助金交付要綱に定める交付基準による
	予防接種事故対策費負担事業	1/2	1/4	予防接種法第11条第1項の規定による市町村の経費	予防接種法第13条第1項等の規定による給付に要した額
	造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業	-	1/2	小児がん等の治療のため造血細胞移植を受け、定期予防接種等によって得た免疫が消失した20歳未満の者が実施する再接種に対して市町村が行う助成経費	補助金交付要綱に定める交付基準による

注) 国庫補助率下段の「（直接）」は、当該補助金等を国が事業主体へ直接支出するもの

課名	事業名	補助率		補助対象事業及び補助対象施設	備考（補助単価等）
		国	県		
保健・疾病対策課	精神科病院等設備整備事業	1/2 (直接) 1/3 (直接)	— —	地方公共団体及び公的医療機関による整備 精神保健福祉法第19条の8の指定を受けた非営利法人による整備（作業・生活療法部門及び特殊病棟に限る。）	補助金交付要綱に定める交付基準による
	精神科デイケア施設整備事業	1/2 (直接) 1/3 (直接)	— —	市町村及び公的医療機関による整備 非営利法人による整備	補助金交付要綱に定める交付基準による
	健康増進事業	1/3 (一部 10/10)	1/3	健康増進法に基づく保健事業の実施に要する経費	補助金交付要綱に定める交付基準による
	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	1/2	—	市町村が行う一定年齢の者へのがん検診事業に要する経費	補助金交付要綱に定める交付基準による
保健・疾病対策課	がん診療連携拠点病院整備事業	1/2	1/2	補助対象事業者 がん診療連携拠点病院・がん診療病院 補助対象事業 がん医療従事者研修、がん相談支援、普及啓発・情報提供、 病理医養成、在宅緩和ケア地域連携、緩和ケア推進等	[基準額] 地域がん診療連携拠点病院 12,217千円 がん診療病院 9,422千円
	がん先進医療費利子補給事業	—	10/10	がんの先進医療に係る費用の融資を受けたがん患者及びその家族に対し利子補給を行い、経済的な負担を軽減 対象者 県内に1年以上住所を有し、県内の医療機関で実施するがんの先進医療を受ける予定があり、世帯所得が600万円以下の者及びその家族	補助金交付要綱に定める交付基準による
	がん患者へのアピラランスケア助成事業	—	1/2	がん治療に伴い医療用補整具を購入した者に、市町村がその補整具購入費用の一部を助成した場合、県が市町村に補助	補助金交付要綱に定める交付基準による
	骨髄バンクドナー助成事業	—	1/2	ドナー助成制度を設けている市町村が、ドナー及びドナーが所属する事業所に助成した場合、県が市町村に補助	補助金交付要綱に定める交付基準による
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	1/2	1/4 ※	市町村が小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具を給付する事業に要する経費	※福祉事務所を設置していない町村が補助対象の場合のみ、県が1/4負担。
活食衛生品生・課生	公衆浴場設備改善事業	—	1/2	特定営業者(1日当たり入浴人員が150人未満の普通公衆浴場の営業者)が、基幹設備(ボイラー、給排水設備等をいう。)を新設、増設又は改造する事業に対し、市町村が補助を行うに要する経費	1施設当たり事業費の3分の1以内かつ市町村補助額の2分の1以内かつ1,000千円を限度とする。
薬事管理課	毒物劇物事故処理剤備蓄事業	—	定額	毒物劇物による事故処理に必要とされる消石灰等事故処理剤の備蓄に要する経費 ・県下7か所	補助金交付要綱に定める交付基準による
	災害用医薬品等備蓄事業	—	定額	災害時等で緊急に必要な医薬品や衛生材料の備蓄に要する経費 ・県下13か所(医薬品) ・県下6か所(衛生材料)	補助金交付要綱に定める交付基準による
	電子処方箋普及・活用促進事業	2/3	1/3	医療機関・薬局に対し、電子処方箋管理サービス導入費用の一部の経費	・病院：事業額の1/6以内(上限最大100.3万円) ・診療所・薬局：事業額の1/4以内(上限最大13.8万円)

注) 国庫補助率下段の「(直接)」は、当該補助金等を国が事業主体へ直接支出するもの

課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）
			国	県		
医療政策課	医療施設施設等 整備費補助金 （施設整備関係 分）	施設	1/2	—	1 へき地診療所施設整備事業 （対象事業者：市町村、日赤、厚生連、その他知事が適当と認める者） へき地診療所として必要な施設の整備 （新築、増改築又は改修（既存のへき地診療所の改修は除く）） （1）診療所（無床、有床） （2）医師住宅 （3）看護師住宅 （4）へりポート	医療施設等施設整備費補助 金交付要綱
		施設	1/2	1/4	2 過疎地域等特定診療所施設整備事業 （対象事業者：市町村） 過疎地域等特定診療所として必要な次の 施設の新築、増改築又は改修（既存の過疎 地域等特定診療所の改修は除く） （1）診療所 （2）医師住宅 （3）看護師住宅	
		施設	1/3	—	3 へき地保健指導所施設整備事業 （対象事業者：市町村） へき地保健指導所として必要な次の施設 の新築 （1）指導部門 （2）住宅部門	
		施設	1/2 （直接）	—	4 研修医のための研修施設整備事業 （対象事業者：私立歯科大学附属病院、民間 臨床研修病院の開設者） 研修棟の新築又は増改築	
		施設	1/2 （直接）	—	5 臨床研修病院施設整備事業 （対象事業者：民間臨床研修病院の開設 者） 臨床研修医の研修環境の充実のための外 来診療棟の新築又は増改築	
		施設	1/2	1/2	6 へき地医療拠点病院施設整備事業 （対象事業者：へき地医療拠点病院の開設 者） へき地医療拠点病院として必要な次の施設 の新築又は増改築 （1）検査、放射線、手術部門 （2）病棟 （3）医師住宅	
		施設	1/3	1/3	7 医師臨床研修病院研修医環境整備事業 （対象事業者：民間臨床研修病院の開設 者） 臨床研修医の宿舎の新築、増改築又は改 修	
		施設	1/3	1/3	8 離島等患者宿泊施設施設整備事業 （対象事業者：市町村、日赤、厚生連、そ の他知事が適当と認める者） 離島等患者宿泊施設の新築、増改築又は 改修	

課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）
			国	県		
医療政策課	医療施設施設等 整備費補助金 （施設整備関係 分）	施設	1/2	—	9 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者） スプリンクラー整備、自動火災報知設備 整備、火災通報装置整備	医療施設等施設整備費補助 金交付要綱
		施設	1/2	—	10 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者） へき地医療拠点病院、へき地診療所の新 築	
		施設	1/3	—	11 院内感染対策施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公 立・公的を除く）） 医療機関の感染者のための個室整備	
		施設	1/2	—	12 死亡時画像診断システム等施設整備事 業 （対象事業者：市町村、日赤、厚生連、そ の他知事が適当と認める者） 死因究明のための解剖の実施に必要な施 設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設 の新築、増築、改築及び改修	
		施設	1/2	—	13 分娩取扱施設施設整備事業 （対象事業者：市町村、日赤、厚生連、そ の他知事が適当と認める者） 分娩取扱施設の新築、増改築、改修 （1）分娩室、病室、入所室等 （2）宿泊施設	
保健・ 疾病対策課		施設	1/3	1/3	14 産科医療機関施設整備事業 （対象事業者：市町村、日赤、厚生連、そ の他知事が適当と認める者） 産科医療機関として必要な次の部門の新 築、増改築又は改修 （1）診療部門 （2）宿泊施設	
医療政策課	医療提供体制施 設整備補助金	施設	0.33	—	1 休日夜間急患センター施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公 立を除く）） 休日夜間急患センターとして必要な診療 室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査 室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便 所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等の新 築又は増改築	医療提供体制施設整備交付 金交付要綱

課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）
			国	県		
医療政策課	医療提供体制施設整備補助金	施設	0.33	—	<b>2 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業</b> （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く）） 病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な次の部門の新築又は増改築 （(2)及び(3)については、改修を含む） (1) 診療室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室等）、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 心臓病専用病室（CCU） (3) 脳卒中専用病室（SCU）	医療提供体制施設整備交付金交付要綱
		施設	0.33	—	<b>3 救命救急センター施設整備事業</b> （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く）） (1) 救命救急センターとして必要な病棟、診療棟、脳卒中専用病室（SCU）、その他の新築又は増改築 (2) ヘリポートの整備 (3) 脳卒中専用病室（SCU）の新築、増改築又は改修 (4) 小児救急専門病床（小児専門集中治療室）の新築、増改築又は改修 (5) 新築又は増改築に伴う補強、既存建物の補強	
		施設	0.33	—	<b>4 共同利用施設施設整備事業</b> （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立・公的を除く）） 共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な次の部門の新築又は増改築 (1) 特殊診療棟 (2) 開放型病棟	
		施設	0.33	—	<b>5 医療施設近代化施設整備事業</b> （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く）） 患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等に係る新築、増改築又は改修	
		施設			<b>6 基幹災害拠点病院施設整備事業</b> （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く））	
		施設	0.50	—	(1) 基幹災害拠点病院として必要な新築・増改築に伴う補強、既存建物に対する補強	
		施設	0.33	—	(2) 備蓄倉庫の整備 (3) 自家発電装置の整備 (4) 受水槽の整備 (5) 研修部門の整備 (6) ヘリポートの整備 (7) 給水設備の整備 (8) 燃料タンクの整備	

課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）
			国	県		
医療政策課	医療提供体制施設整備補助金	施設			7 地域災害拠点病院施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く））	医療提供体制施設整備交付金交付要綱
		施設	0.50	—	(1) 地域災害拠点病院として必要な新築・増改築に伴う補強、既存建物に対する補強	
		施設	0.33	—	(2) 備蓄倉庫の整備 (3) 自家発電装置の整備 (4) 受水槽の整備 (5) ヘリポートの整備 (6) 給水設備の整備 (7) 燃料タンクの整備	
		施設	—	0.33 (県単)	8 医学的リハビリテーション施設整備事業 （対象事業者：公的医療機関の開設者） 医学的リハビリテーション施設として必要な機能訓練棟、診療棟（機能訓練室、水治療室、電気マッサージ室、診察室、休養室、待合室、倉庫、便所等）の新築又は増改築	
		施設	0.33	—	9 腎移植施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く）） 腎移植施設として必要な無菌手術室（機械室及び附属設備を含む）の新築又は増改築	
		施設	0.33	—	10 特殊病室施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く）） 特殊病室（無菌室）の整備	
		施設	0.33	—	11 肝移植施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く）） 肝移植施設として必要な無菌手術室（機械室及び附属設備を含む）の新築、増改築又は改修	
		施設	0.33	—	12 治験施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立・公的を除く）） 治験専門外来、治験管理部門（事務部門、相談部門等）の新築、増改築又は改修	
		施設	0.33	—	13 特定地域病院施設整備事業 （対象事業者：公的医療機関の開設者） 特定地域病院の整備 (1) 改築 ア 病棟 イ 診療棟 厚生労働大臣が認める面積 (2) 改修（補強） ア 病棟 イ 診療棟 厚生労働大臣が認める面積	
施設	0.33	—	14 医療施設土砂災害防止施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く）） (1) 耐震化が必要な医療機関の新築・増改築に伴う補強、既存建物に対する補強 (2) 土砂災害危険か所に所在する医療機関の新築・増改築に伴う補強、既存建物に対する補強及び防護壁の設置等			

課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）
			国	県		
医療政策課	医療提供体制施設整備補助金	施設	0.50	—	15 医療施設等耐震整備事業 （対象事業者：病院・診療所・看護師養成所の開設者（公立を除く））医療施設等の耐震整備に必要な新築・増改築に伴う補強、既存建物に対する補強	医療提供体制施設整備交付金交付要綱
		施設	0.33	—	16 アスベスト除去等整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く）） アスベスト等の除去等	
		施設	0.33	—	17 医療機器管理室施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立・公的を除く）） 医療機器管理室の新築、増改築又は改修	
		施設	0.33	—	18 地球温暖化対策施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く）） 地球温暖化対策に資する整備	
		施設	0.33	—	19 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 （対象事業者：救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所の開設者（公立除く）） (1) 非常用自家発電設備の整備 (2) 受水槽の整備 (3) 給水設備の整備 (4) 燃料タンクの整備	
保健・疾病対策課	医療提供体制施設整備補助金	施設	0.33	—	20 小児救急医療拠点病院施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く）） 小児救急医療拠点病院として必要な診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室）、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備、研修室等の新築又は増改築	医療提供体制施設整備交付金交付要綱
		施設	0.33	—	21 小児初期救急センター施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く）） 小児初期救急センターの新築、増改築又は改修	
		施設	0.33	—	22 小児医療施設施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く）） 小児医療施設として必要な診療棟、小児専用病棟の新築、増改築又は改修	
		施設	0.33	—	23 周産期医療施設施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く）） 周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む）の新築、増改築又は改修	



課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）
			国	県		
保健・ 疾病対策課	医療提供体制施設整備補助金	施設	0.33	—	24 がん診療施設施設整備事業 （対象事業者：病院・診療所の開設者（公立を除く）） がん診療施設として必要な診療棟、がん専用病棟の新築又は増改築	医療提供体制施設整備交付金交付要綱
医療政策課	医療施設施設等整備費補助金（設備整備関係分）	設備	1/2	—	1 へき地診療所設備整備事業 （対象事業者：市町村、日赤、厚生連、その他知事が適当と認める者） へき地診療所として必要な医療機器	医療施設等設備整備費補助金交付要綱
		設備	1/2	—	2 へき地患者輸送車整備事業 （1）（対象事業者：市町村） ① 患者輸送車 ② 患者輸送用雪上車 （2）（対象事業者：豪雪指定区域内のへき地診療所の開設者） ① 医師往診用小型雪上車	
		設備	1/2	—	3 へき地巡回診療車整備事業 （1）（対象事業者：市町村、日赤、厚生連） ① 巡回診療車 ② 巡回診療用雪上車 ③ 歯科巡回診療車	
		設備	1/2	1/2	（2）（対象事業者：へき地医療拠点病院、知事の要請を受けた病院・診療所の開設者） ① 巡回診療車 ② 巡回診療用雪上車 ③ 歯科巡回診療車	
		設備	1/2	1/4	4 過疎地域等特定診療所設備整備事業 （対象事業者：市町村） 過疎地域等特定診療所として必要な医療機器	
		設備	1/3	—	5 へき地保健指導所設備整備事業 （対象事業者：市町村） 保健師用自動車	
		設備	1/2	1/2	6 へき地医療拠点病院設備整備事業 （対象事業者：へき地医療拠点病院） へき地医療拠点病院として必要な次の設備 （1）医療機器 （2）歯科医療機器等	
		設備	1/2	—	7 遠隔医療設備整備事業 （対象事業者：市町村、知事の認める者） （1）遠隔画像診断装置 （2）在宅患者用遠隔医療装置	

課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）	
			国	県			
医療政策課	医療施設施設等整備費補助金（設備整備関係分）	設備	1/2（直接）	—	8 臨床研修病院支援システム設備整備事業 （対象事業者：厚生労働大臣の認める者（公立を除く）） 臨床病理検討会の開催に必要な画像伝送システム等	医療施設等設備整備費補助金交付要綱	
		設備	1/2	—	9 へき地・離島診療支援システム設備整備事業 （対象事業者：市町村、日赤、厚生連、その他知事が認める者） へき地の診療支援に必要な画像伝送システム及び附属機器等		
		設備	1/3	1/3	10 離島等患者宿泊施設設備整備事業 （対象事業者：市町村、日赤、厚生連、その他知事が認める者） 離島等患者宿泊施設の初度設備		
		設備	1/2	—	11 死亡時画像診断システム等設備整備事業 （対象事業者：市町村、日赤、厚生連、その他知事が適当と認める者） 死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診又は死体解剖の実施に必要な医療機器		
		設備	1/2	—	12 分娩取扱施設設備整備事業 （対象事業者：市町村、日赤、厚生連、その他知事が適当と認める者） 分娩取扱施設として必要な医療機器		
		設備	1/2	—	13 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業 （対象事業者：病院及び診療所） 簡易自家発電装置等の整備		
		設備	1/2	—	14 Tele-ICU体制整備促進事業 （対象事業者：第二次・三次救急医療機関で厚生労働大臣の認める者） Tele-ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用や付属機器等		
保健・疾病対策課		設備	1/2	1/2	15 産科医療機関設備整備事業 （対象事業者：市町村、日赤、厚生連、その他知事が認める者） 産科医療機関として必要な医療機器		
医療政策課	医療提供体制推進事業費補助金	救急医療対策事業	運営費等	1/3	1/3	1 救命救急センター運営事業 （対象事業者：知事の要請を受けた病院の開設者（市町村を除く）） 救命救急センター運営事業に必要な運営費	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱
			運営費等	1/2	1/2	2 ドクターヘリ導入促進事業 （対象事業者：知事の要請を受けた病院の開設者） ①ドクターヘリ運航経費 ②搭乗医師・看護師確保経費 ③運航連絡調整員経費 ④ドクターヘリ運航調整委員会経費 ⑤ドクターヘリレジストリ構築経費	

課名	県の事業名		区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）
				国	県		
疾病対策課 保健・	医療提供体制推進事業費補助金	救急医療対策事業	運営費等	1/3	1/3	3 小児救命救急センター運営事業 （対象事業者：知事の要請を受けた病院等の開設者） 小児救命救急センター運営事業に必要な運営費	
			医療政策課	医療提供体制設備整備補助金	設備	1/3	1/3
設備	1/3	1/3	2 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） ① 病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器（②③以外） ② 心臓病専用医療機器 ③ 脳卒中専用医療機器 ④ 心電図受信装置				
設備	1/3	1/3	3 救命救急センター設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） ① 救命救急センターとして必要な医療機器（②～④を除く） ② 心臓病専用医療機器 ③ 脳卒中専用医療機器 ④ 小児救急専用医療機器 ⑤ ドクターカー ⑥ 心電図受信装置 ⑦ 無線装置				
設備	1/3	1/3	4 高度救命救急センター設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） ① 広範囲熱傷用医療機器 ② 指肢切断用医療機器 ③ 急性中毒用医療機器				
設備	1/3	—	5 共同利用施設設備整備事業 （1）共同利用施設設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） 共同利用高額医療機器				
設備	1/3	1/3	（2）地域医療支援病院における共同利用部門設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） 共同利用高額医療機器				
設備	1/3	1/3	6 基幹災害拠点病院設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） （1）基幹災害拠点病院として必要な医療機器等				
設備	1/3	—	（2）緊急車輛の整備				
設備	1/3	1/3	7 地域災害拠点病院設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） （1）地域災害拠点病院として必要な医療機器等				
設備	1/3	—	（2）緊急車輛の整備				

課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）
			国	県		
医療政策課	医療提供体制設備整備補助金	設備	1/2	1/2	8 NBC災害・テロ対策設備整備事業 （対象事業者：知事の要請を受けた病院の開設者） NBC災害・テロ対策用医療機器等	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱
		設備	—	1/3 （県単）	9 医学的リハビリテーション施設設備整備事業 （対象事業者：公的医療機関） 医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器	
		設備	1/3	—	10 人工腎臓装置不足地域設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） 人工腎臓装置	
		設備	1/2	—	11 HLA検査センター設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） 組織適合検査に必要な設備	
		設備	1/3	1/3	12 院内感染対策設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） 自動手指消毒器（初度整備）	
		設備	1/2	1/2	13 内視鏡訓練施設設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） 内視鏡手術の研修に必要な設備	
保健・疾病対策課		設備	1/3	1/3	14 医療機関アクセス支援車整備事業 （対象事業者：市町村） 医療機関の所在する地域へ運行される車両	
		運営費等	—	1/2	15 センター方式による夜間の小児初期救急医療施設運営事業（一部国庫活用）  給与費、材料費、委託費、経費等 *国庫補助（小児初期救急センター運営事業）は、「休日（24時間）」及び「平日の夜間（18時～翌日8時）」のいずれも当該センターの運営を行う場合補助対象。	
		運営費等	1/3	—	16 周産期母子医療センター運営事業 総合・地域周産期医療センター運営事業に必要な給与費・報償費等	
		運営費等	1/2	—	17 地域療育施設運営事業 地域療育支援施設運営事業に必要な必要給与費・報償費等	
		設備	1/3	1/3	18 小児初期救急センター設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） 小児初期救急センターとして必要な医療機器	

課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）	
			国	県			
保健・ 疾病対策課	医療提供体制設 備整備補助金	設備	1/3	1/3	19 小児救急医療拠点病院設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） 小児救急医療拠点病院として必要な医療機器	医療提供体制推進事業費補 助金交付要綱	
		設備	1/3	-	20 小児集中治療室設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者） 小児集中治療室として必要な医療機器		
		設備	1/2	1/4	21 小児救急遠隔医療設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） 小児遠隔医療設備（テレパソロジー、テ レラジオロジー、テレビ電話等コンピュ ータ等）		
		設備	1/3	1/3	22 小児医療施設設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） 小児医療施設として必要な医療機器等		
		設備	1/3	1/3	23 周産期医療施設設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） ① 周産期医療施設として必要な医療機 器等 ② ドクターカー		
		設備	1/2	1/2以内	24 地域療育支援施設設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） 地域療育支援施設として必要な医療機器		
		設備	1/3	1/3	25 災害拠点精神科病院設備等整備事業 （対象事業者：災害拠点精神科病院の開設者） 災害拠点精神科病院として必要な広域災 害・救急医療情報システム端末等		
		設備	1/3	-	26 がん診療施設設備整備事業 （対象事業者：医療機関開設者（公立を除く）） がん診療施設として必要ながんの医療機 器及び臨床検査機器等		
医療政策課	医療施設運 営費補助事業	へき地医療拠点病院運営事業	運営費等	1/2	1/2	病院が行うへき地医療拠点病院の運営事業  医師派遣に要する医療活動費、研究費、 研修費、医療費等	医療施設運営費等補助金交 付要綱
		へき地診療所運営事業	運営費等	2/3 （公立） 1/3 （民間）	-	市町村等が行うへき地診療所の運営事業  事務費、研究費、医療費等	
		防災訓練等参加支援事業	運営費等	定額	-	防災訓練等参加支援事業  ・旅費、需用費等	

課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）
			国	県		
健康増進課	重度心身障がい者歯科診療施設運営事業	運営費等	—	1/3	重度心身障がい者歯科診療の運営事業 対象経費 給与費、材料費、経費等	(県単)
	救急緊急医療費損失補てん事業	運営費等	—	1/2 (公立・公的) 10/10 (民間)	救急搬送患者の未収医療費に対する損失補てん事業 (H25年度より「外国籍県民救急医療確保対策事業」を統合し、患者の国籍を問わないものとした。)	
医療政策課	地域医療介護総合確保基金事業 (医療分野) ※国庫補助事業からの振替分を除く。	設備	—	1/3以内	1 地域医療ネットワーク活用推進事業 (対象事業者：医療機関の開設者、市町村、郡市医師会、知事が認める団体) (1) ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備に要する経費 (2) システム参加に必要な情報参照用端末等の整備に要する経費及び市町村等が行う同経費に対する助成に要する経費	
		施設設備	—	1/3以内	2 病床機能分化・連携基盤整備事業 (対象事業者：医療機関の開設者) 既存病床の回復期病床等への転換や、病床の削減を伴う施設改修・建替等に必要施設・設備整備及び解体等に要する経費	
		施設設備	—	1/3以内	3 三次医療圏・脆弱二次医療圏体制強化事業 (対象事業者：医療機関の開設者) (1) 医療提供体制が脆弱な医療圏に所在する医療機関の施設、医療機器等の整備に要する経費 (2) 三次医療圏において中核的な役割を果たす医療機関の施設、医療機器等の整備に要する経費	
		運営費等	—	定額	4 在宅医療実施拠点整備事業 (対象事業者：県医師会) (1) 郡市医師会等と協同して行う医療介護連携体制構築等に係る事業に要する経費	
		運営費等	—	1/2以内	(対象事業者：県医師会、郡市医師会) (2) 医療介護連携体制の構築等に要する経費	
		設備	—	1/3以内	(3) 医療介護連携体制の構築等に要する設備の整備に要する経費	
		運営費等	—	1/2以内	5 在宅療養退院支援事業 (対象事業者：病院の開設者) (1) 在宅療養退院支援に必要な専任職員設置に要する経費	
		施設設備	—	1/3以内	(2) 在宅療養退院支援に必要な施設及び設備の整備に要する経費	
		運営費等	—	定額	6 在宅医療推進協議会等設置運営支援事業 (対象事業者：県医師会) 在宅医療推進協議会の運営に要する経費	

課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）
			国	県		
医療政策課	地域医療介護総合確保基金事業（医療分野） ※国庫補助事業からの振替分を除く。	運営費等	—	1/2以内 又は定額	7 在宅医療普及啓発・人材育成研修事業 （対象事業者：医療機関の開設者、知事が認める団体） （1）在宅医療に関する広報活動及び医師や多職種に対する研修会開催に要する経費	
		設備	—	1/3以内	（2）在宅医療に関する広報活動及び医師や多職種に対する研修会開催に要する設備の整備に要する経費	
		運営費等	—	定額	8 在宅医療運営支援事業 （対象事業者：県医師会） 在宅医療や看取りを実施・支援している医療機関を支援	
		設備	—	1/3以内	9 在宅医療設備整備事業 （対象事業者：病院又は訪問看護ステーションの開設者） （1）訪問診療や訪問看護を実施するために必要な車両の整備に要する経費 （2）訪問診療や訪問看護を実施するために必要な医療機器の整備に要する経費 （3）訪問診療や訪問看護にかかる在宅患者の情報を共有するために必要な情報端末機器の整備に要する経費	
		運営費等	—	1/2以内	10 医療従事者救急技能向上支援事業 （対象事業者：医療機関等の開設者） 看護師等のBLS（一次救命救急）、ACLS（二次心肺蘇生法）、PALS（小児二次心肺蘇生法）等資格取得に係る研修受講に要する経費	
保健・疾病対策課		運営費等	—	1/3以内	11 センター方式による夜間の小児初期救急医療施設運営事業（一部国庫活用） 対象経費 給与費、材料費、委託費、経費等 *国庫補助（小児初期救急センター運営事業）は、「休日（24時間）」及び「平日の夜間（18時～翌日8時）」のいずれも当該センターの運営を行う場合補助対象。	
		運営費等	—	1/4以内	12 周産期母子医療センター運営事業 総合・地域周産期医療センター運営事業に必要な給与費・報償費等	
		運営費等	—	1/5以内	13 地域療育施設運営事業 地域療育支援施設運営事業に必要な必要給与費・報償費等	
健康増進課		設備	—	1/3以内	14 歯科口腔保健医療機器整備事業 （対象事業者：がん診療連携拠点病院や糖尿病を専門的に扱う拠点的病院及びそれに準ずる医療機関） 歯科口腔保健医療機器の購入等に要する経費 （1）歯科診療用ユニット （2）訪問歯科診療用ポータブルユニット （3）パノラマレントゲン撮影器 （4）嚥下内視鏡VE （5）上記以外の機器	

課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）	
			国	県			
保健・疾病対策課	地域医療介護総合確保基金事業（医療分野） ※国庫補助事業からの振替分を除く。	施設設備	—	1/3以内	15 がん診療施設設備整備事業 （対象事業者：医療機関の開設者） がん医療提供体制が脆弱な二次医療圏において、がん診療機能強化のための施設整備及び医療機器整備に要する経費		
		運営費等	—	1/2以内	16 がん医療提供体制人材育成事業 （対象事業者：がん検診・診療に従事する医療従事者） 研修会開催等に要する経費		
		運営費等	—	1/2以内	17 小児在宅医療連携事業 （対象事業者：医療機関の開設者） （1）小児在宅医療の連携体制整備に要する経費		
健康増進課		運営費等	—	1/2以内	18 地域在宅歯科口腔医療実施拠点事業 （対象事業者：郡市歯科医師会） 在宅歯科口腔医療を推進するための連携拠点窓口の設置運営に要する経費		
		運営費等	—	1/2以内又は定額	19 在宅歯科口腔保健医療研修事業 （対象事業者：医療機関の開設者、郡市歯科医師会、県歯科衛生士会） 在宅歯科口腔医療に関する多職種の人材育成を支援する研修会の開催に要する経費		
		設備	—	1/3以内	20 在宅歯科医療設備整備事業 （対象事業者：県歯科医師会、医療機関の開設者） 在宅歯科口腔医療機器の設備整備に要する経費 （1）訪問歯科診療用ポータブルユニット （2）嚙下内視鏡VE （3）上記以外の機器		
保健・疾病対策課			運営費等	—	1/2以内	21 小児医療研修支援事業 （対象事業者：県立こども病院） 地域の医療従事者を対象とした小児医療に関する研修会の開催に要する経費	
薬事管理課			運営費等	—	定額	22 薬剤師を活用した在宅医療推進研修会等事業 （対象事業者：県薬剤師会） 薬剤師が在宅医療に参画するための研修会（在宅訪問薬剤管理指導研修会、他職種連携講習会等）開催等に要する経費	
			運営費等	—	定額	23 薬剤師復職・就業支援事業 （対象事業者：県薬剤師会） 現在、就業していない薬剤師等の復職支援策の検討及び復職支援研修会・相談会の開催に要する経費	



課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）
			国	県		
薬事管理課	地域医療介護総合確保基金事業（医療分野） ※国庫補助事業からの振替分を除く。	運営費等	—	10/10 （最大月額4.5万円）	24 病院薬剤師確保事業 （補助対象者：新卒の薬剤師又は県外に勤務する薬剤師） 県内で特に不足している病院薬剤師を確保するため、奨学金の返還の一部を助成	
医師・看護人材確保対策課	医師研究資金貸与事業	運営費等	—	定額	<p><b>1 医師研究環境整備資金</b> 医師不足が特に深刻な診療科の医師を緊急に確保するため県外から県内の医療機関に転任する医師（常勤）に研究資金を貸与（貸与対象者） ①分娩を取り扱う産科医、②二次医療圏における中核的病院に従事する外科・麻酔科の専門医、③がん診療機能を有する県内病院において、がん治療に従事する放射線科の専門医、④循環器内科医、脳神経外科医 〈返還免除〉 貸与決定後に3年以上又は2年以上、県が指定する分娩を取り扱う県内医療機関等で勤務した場合、貸付金の返還を免除 〈その他〉 医療従事者数が著しく少ない木曾・上伊那・上小医療圏の医療機関へ勤務しようとする医師について優先</p> <p><b>2 がん専門医養成研究資金</b> がん治療に係る専門医を取得しようとする医師を対象に研究資金を貸与（貸与対象者） がん診療機能を有する県内病院に在籍し県内外のがん診療専門病院において研修を受講し、がん薬物療法専門医、放射線治療専門医、血液腫瘍専門医、病理専門医を取得しようとする者 〈返還免除〉 研修を受講し専門医を取得したのち、がん診療機能を有する県内病院において、業務に従事した期間が3年以上となった場合、貸付金の返還を免除</p> <p><b>3 てんかん専門医養成支援</b> てんかん治療を行う医療機関に在籍し、専門医を目指す医師を対象に研究資金の貸与 〈支給対象者〉 てんかん治療を行う医療機関に在籍し、認定研修施設での研修を希望する医師 〈返還免除〉 資格取得後、県内の医療機関で3年以上業務に従事した場合、返還免除</p> <p><b>4 総合診療専門医養成研究資金</b> 総合診療専門医を取得しようとする医師を対象に研究資金を貸与（貸与対象者） 県外から転入し、県内病院の総合診療専門研修プログラムを受講し、専門医取得後、医師少数区域等で勤務する医師 〈返還免除〉 研修を受講し専門医を取得したのち、県内の医師少数区域等に所在する医療機関で総合診療の業務に従事した期間が3年以上となった場合、貸付金の返還を免除</p>	

課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）
			国	県		
医師・看護人材確保対策課	医学生修学資金貸与事業	運営費等	—	定額	<p>地域医療を支える医師を確保するため、学校や出身地を問わず全国の医学生を対象に、修学資金を貸与。 ※信州大学医学部地域枠入学者22名、東京医科歯科大学医学部地域枠入学者5名には貸与を必須。</p> <p>〈貸与対象者〉 医学生（1～2年生） 〈貸与期間〉 貸与決定年度の4月から大学卒業の月まで 〈返還免除〉 長野県内の医療機関等で、貸与期間の1.5倍に相当する期間を勤務した場合、全額返還を免除</p>	
	臨床研修医研修資金貸与事業	運営費等	—	定額	<p>県内医療機関の産科医等の確保を図るため、小児科・産婦人科・外科の重点プログラムを選択する臨床研修医を対象に、研修資金を貸与</p> <p>〈貸与対象者〉 小児科・産婦人科・外科の重点プログラムを選択する臨床研修医 〈貸与期間〉 研修開始月から研修修了の月まで 〈返還免除〉 知事の指定する長野県内の医療機関において、分娩を取り扱う産科、小児科、外科の業務に、貸与期間の2倍に相当する期間に従事した場合、全額返還を免除</p>	
	産科研修医研修資金貸与事業	運営費等	—	定額	<p>県内医療機関の産科医の確保を図るため、産科の専門研修医等を対象に、研修資金を貸与</p> <p>〈貸与対象者〉 ・臨床研修（産婦人科重点プログラムを除く）中に産科研修を3か月以上行う臨床研修医 ・産科の専門研修プログラムを受講する専門研修医 〈貸与期間〉 研修開始月から研修修了の月まで 〈返還免除〉 知事の指定する長野県内の医療機関において、分娩を取り扱う産科の業務に、貸与期間の2倍に相当する期間に従事した場合、全額返還を免除</p>	—

課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）	
			国	県			
医師・看護 人材確保 対策課	地域医療人材拠点病院支援事業	運営費等	—	10/10	<p>地域の中核的な病院を拠点とし、拠点病院が行う研修医等の確保や幅広い診療に対応できる医師の育成等の取組を支援するとともに、地域の小規模病院等への医師派遣に要する経費を助成</p> <p>〈対象事業者〉 拠点病院（病床数が概ね400床以上又は常勤医師が概ね70名以上）または準拠点病院（医療圏内に拠点病院のない臨床研修病院）</p> <p>〈対象経費〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期研修医及び指導医等の確保・養成及び勤務環境の整備等に要する経費</li> <li>・診療支援に要する経費</li> </ul>		
	産科医等確保支援事業	運営費等	—	1/3	<p>分娩を取り扱う産科医等の処遇を改善し、産科医療の確保を図るため、産科医療機関等が行う分娩手当の支給に対して助成。</p> <p>〈対象経費〉 産科医等に対する手当（分娩手当）</p> <p>〈対象事業者〉 就業規則等に基づいて分娩手当を支給する産科医療機関等</p>		
	医療施設運営費等補助金	産科医療機関確保事業	運営費等	1/2	1/2	<p>身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、産科医療機関の運営に必要な経費に対して助成</p> <p>〈対象経費〉 報酬、給料、職員手当等、法定福利費、報償費（謝金）</p> <p>〈対象事業者〉 補助金交付要綱に定める産科医療機関</p>	医療施設運営費等補助金交付要綱
	看護職員修学資金貸与事業	運営費等	—	定額	<p><b>看護職員修学資金貸与事業</b></p> <p>看護職員の確保が困難な中小医療施設等へ新卒看護師等の就業を誘導するため、養成施設等の学生に修学資金を貸与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与対象者：看護学生及び大学院修士課程</li> <li>・貸与期間：正規の修業年限</li> <li>・返還免除：免除対象施設に5年間就業により全額免除。就業期間によっては一部免除有。</li> </ul>	（県単）	

課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）
			国	県		
医師・看護人材確保対策課	地域医療介護総合確保基金事業 (医療分野)	看護師等養成所運営事業	運営費等	—	10/10	1 看護師等養成所運営費補助金 民間看護師等養成所に対する運営費補助 対象経費 ・教員費 ・事務職員費 ・生徒費等
		病院内保育所運営事業	運営費等	—	2/3 1/2 (公立・公的病院等)	2 病院内保育所運営事業 (対象事業者:医療機関の開設者) 病院内保育所の運営に必要な給与費等
		新人看護職員研修事業	運営費等	—	1/2以内	3 新人看護職員研修事業 (対象事業者:病院・診療所等の開設者) ・新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当経費等 ・医療機関受入研修事業の実施に必要な経費
	看護師等養成所施設整備事業	施設	—	1/2以内	5 看護師等養成所施設整備事業 (対象事業者:医療法人*、社会福祉法人、学校・準学校法人、健康保険組合・連合会、国民健康保険組合・連合会、民営法人*、(*学校教育法の専修学校・各種学校の認可が可能な場合に限り)) 学校又養成所(寄宿舎を含む)の、新築、増改築に要する工事費	
	看護職員確保対策施設整備事業	施設	—	1/3以内	6 看護職員確保対策施設整備事業 (対象事業者:医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者) ・看護師勤務環境改善施設整備 病院のナースステーション等の新築、増改築又は改修に要する工事費 ・病院内保育所施設整備 病院内保育所の新設、増改築又は改修(既存の病院内保育所の改修は対象外)に要する工事費	
	病床機能転換に係る看護体制強化事業	運営費等	—	1/2以内	7 病床機能転換に係る看護体制強化事業 (対象事業者:医療機関等の開設者) 認定看護師教育機関が実施する次の認定看護師養成コースの受講に要する経費 皮膚・排泄ケア、緩和ケア、がん化学療法看護、がん性疼痛看護、感染管理、糖尿病看護、透析看護、摂食・嚥下障害看護、認知症看護、脳卒中リハビリテーション看護、がん放射線療法看護、慢性呼吸器疾患看護、慢性心不全看護	

課名	県の事業名	区分	補助率		事業名及び 補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）	
			国	県			
医療政策課	地域医療介護総合確保基金事業（医療分野）	医療従事者勤務環境改善施設設備整備事業	施設設備	—	1/3以内	8 医療従事者勤務環境改善施設設備整備事業 （対象事業者：医療機関の開設者（臨床研修指定病院、二次救急指定病院、その他機能の認定又は指定を受けた医療機関）） 医療従事者の勤務環境の改善に資する施設（休憩室、仮眠室、更衣室、カンファレンス室等）・設備（直接的に作用し、かつ著しい効果が認められるもの）の整備に要する経費	
		特定行為研修受講支援事業	運営費等	—	1/2以内	9 特定行為研修受講支援事業 （対象事業者：県内に所在する訪問看護ステーション、在宅医療を担う医療機関及び介護保険施設等の開設者） 看護師の所属先が負担する特定行為研修の受講に要する経費及び受講するにあたり雇用した代替職員の人件費等（人件費の補助対象は医療機関を除く）	
		訪問看護師育成・強化事業	運営費等	—	1/2以内	10 訪問看護師育成・強化事業 （対象事業者：開設5年以内の訪問看護ステーションの開設者） 認定看護師教育機関が実施する次の認定看護師養成コースの受講に要する経費 皮膚・排泄ケア、緩和ケア、がん化学療法看護、がん性疼痛看護、訪問看護、感染管理、摂食・嚥下障害看護、認知症看護、脳卒中リハビリテーション看護	
		院内助産所・助産師外来施設整備事業	施設	—	1/3以内	11 院内助産所・助産師外来施設整備事業 （対象事業者：医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者） 院内助産所・助産師外来の開設に必要な増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	
		院内助産所・助産師外来設備整備事業	設備	—	1/3以内	12 院内助産所・助産師外来設備整備事業 （対象事業者：知事が適当と認める者） 院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	
		医療提供体制推進事業 費補助金	看護職員確保対策事業	運営費等	10/10	—	1 外国人看護師候補者就労研修支援事業 （対象事業者：外国人看護師候補者を受け入れている病院等の開設者） 外国人看護師候補者の研修に必要な報償費等

課名	県の事業名		区分	補助率		事業名及び補助対象・施設	備考（国の交付要綱名）
				国	県		
保健・疾病対策課	小児 制 整 備 事 業	初期救急医療 体	運営 費 等	-	1/2	センター方式による夜間の小児初期救急医療施設運営事業（一部国庫活用） 対象経費 給与費、材料費、委託費、経費等 *国庫補助（小児初期救急センター運営事業）は、「休日（24時間）」及び「平日の夜間（18時～翌日8時）」のいずれも当該センターの運営を行う場合補助対象	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱
	周産期 母 子 医 療 セ ン タ ー 運 営 事 業	周産期母子医療センター	運営 費 等	1/3	-	周産期母子医療センター運営事業 総合・地域周産期医療センター運営事業に必要な給与費・報償費等	
	地 域 療 育 施 設 運 営 事 業	地域療育施設	運営 費 等	1/2	-	地域療育施設運営事業 地域療育支援施設運営事業に必要な必要給与費・報償費等	
介護支援課	認知症疾患医療センター運営事業	運営 費 等	1/2	1/2	認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、急性期治療、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施する認知症疾患医療センターの運営に要する経費（人件費、消耗品費、役務費等）	介護保険事業費補助金交付要綱	
注）国庫補助率下段の「（直接）」は、当該補助金等を国が事業主体へ直接支出するもの							

## (2) 社会福祉関係の助成制度

課名	事業名	補助率		補助対象事業及び補助対象施設	備考（補助単価等）
		国	県		
地域福祉課	地域福祉総合助成金交付事業	—	1/2	1 安心生活支援事業 宅幼老所等の整備・防災機能の強化、高齢者や障がい者の住宅のバリアフリー化等 2 障がい者支援事業 心身障がい児（者）の介護者の負担を軽減するための一時的な預かりや余暇活動の支援等 3 市町村提案事業 身近な福祉を充実するため地域の特性に応じて実施する事業  ・事業主体 市町村	地域福祉総合助成金交付要綱
	沖縄「信濃の塔」慰霊・戦跡巡拝実施事業補助	—	1/2	一般財団法人長野県遺族会が行う慰霊・戦跡巡拝実施事業に要する費用及び参列する遺族代表の旅費に対する補助	沖縄「信濃の塔」慰霊・戦跡巡拝実施事業補助金交付要綱
介護支援課	地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）	—	要綱の定めによる	県が補助要綱に定める介護従事者の入職促進、資質向上、定着支援・離職防止に資する事業に対して、予算の範囲内で補助。	長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱
	介護福祉士修学資金等貸付事業	9/10	1/10	介護福祉士等養成施設入学者への修学資金貸付 離職した介護人材の復職を支援するための再就職準備金の貸付  ・実施主体 （社福）長野県社会福祉事業団	介護福祉士修学資金等貸付事業補助金交付要綱
	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業	1/2	1/4	・社会福祉法人等の事業所を利用する、一定の条件を満たす低所得者及び生活保護受給者の利用者負担額を軽減する事業。  ・実施主体：保険者たる市町村（広域連合を含む）	介護保険事業費補助金交付要綱
	介護保険サービスの訪問介護を利用する障害者に対する支援措置事業	1/2	1/4	・障害者総合支援法のホームヘルプの利用において、境界層該当として定率負担0円の者で、65歳に到達したことにより介護保険の対象者となった者の利用者負担額を免除する事業。  ・実施主体：保険者たる市町村（広域連合を含む）	介護保険事業費補助金交付要綱

課名	事業名	補助率		補助対象事業及び補助対象施設	備考（補助単価等）
		国	県		
介護支援課	振興山村等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	1 / 2	1 / 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振興山村地域では利用者負担額が、通常の1.15倍になるため、利用者負担額を軽減する事業。</li> <li>・実施主体：保険者たる市町村（広域連合を含む）</li> </ul>	介護保険事業費補助金交付要綱
	中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業	1 / 2	1 / 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域等の地域では利用者負担額は、通常の1.10倍になるため、利用者負担額を軽減する事業。</li> <li>・実施主体：保険者たる市町村（広域連合を含む）</li> </ul>	介護保険事業費補助金交付要綱
	介護給付費負担金交付事業	施設等分 20/100 その他分 25/100 ※調整交付金を含む	施設等分 17.5/100 その他分 12.5/100	介護保険者である市町村等の介護給付及び予防給付に要する費用の一部を負担する事業。	介護保険法第123条 介護給付費負担金交付要綱
	地域支援事業交付金	介護予防事業等 25/100 包括・任意事業 38.5/100	介護予防事業等 12.5/100 包括・任意事業 19.25/100	介護保険者である市町村等が実施する地域支援事業に要する費用の一部を負担する。	介護保険法第115条の45、第123条第3項・第4項 地域支援事業実施要綱、地域支援事業交付金交付要綱
	低所得者保険料軽減負担金	1 / 2	1 / 4	介護保険者である市町村等が実施する低所得者保険料軽減に要する費用の一部を負担する。	介護保険法第124条の2第3項
	保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金事業	—	要綱の定めによる	県が補助要綱に定める、自立支援、介護予防、重度化防止に資する事業に対して、予算の範囲内で補助。	長野県保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金事業補助金交付要綱
	国保連苦情処理・事業者適正化支援事業	—	10/10以内	被保険者等からの苦情を受け付け、事実関係の調査を行うとともに、改善が必要な案件に対しては、事業者に対し指導助言を行う等の苦情処理業務に対して費用を補助する。	長野県国民健康保険団体連合会介護保険補助金交付要綱



課名	事業名	補助率		補助対象事業及び補助対象施設	備考（補助単価等）
		国	県		
介護支援課	軽費老人ホーム事務費補助金	—	要綱の定めによる	軽費老人ホームが入居者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を入居者の収入に応じて減免した場合に補助。	軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱
	老人福祉施設等整備事業補助金	—	定額	社会福祉法人、市町村等が行う特別養護老人ホーム等の創設、増築、改築に係る経費に対して助成する。	老人福祉施設等整備事業補助金交付要綱
	地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）	要綱の定めによる	要綱の定めによる	小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなど介護基盤の整備等を行う市町村等に対する経費の補助	長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金交付要綱
	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	要綱の定めによる	要綱の定めによる	高齢者施設の防災・減災対策を強化するため、非常用自家発電設備整備及び水害対策に伴う施設整備並びに安全対策が必要なブロック塀等の改修に要する費用の補助	長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱
障がい者支援課	市町村地域生活支援事業等	1/2	1/4	障がい者や障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施する市町村に対する補助	地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱
	在宅重度心身障がい児集団療育事業	—	定額	在宅の重度心身障がい児等とその保護者を合宿させ、集団遊び・機能回復訓練等を行う団体に対する補助	在宅重度心身障害児集団療育事業補助金交付要綱
	介護福祉士修学資金等貸付事業	9/10	1/10	他業種で働いていた者などの障害福祉分野における介護職への就職を支援するための貸付 ・実施主体 (社福)長野県社会福祉事業団	介護福祉士修学資金等貸付事業補助金交付要綱

(3) 民間助成・貸付制度一覧

区分	機関名	所在地	補助・貸付対象団体	補助・貸付対象事業	補助率・貸付利率等	書類提出先
貸付	独立行政法人 福祉医療機構 福祉医療貸付部融資相談係 TEL 03-3438-9298	〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9・10階	社会福祉法人・更生保護法人・一般社団・財団法人・医療法人・宗教法人等	国庫補助金制度等の対象事業として採択された施設整備事業	<利率> 事業ごとに定める	福祉医療機構
助成	日本郵便株式会社 年賀寄附金事務局 TEL 03-3504-4401	〒100-8798 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	社会福祉法人・更生保護法人・公益社団・財団法人・NPO法人等	「社会福祉の増進を目的とする事業」ほか10の分野の事業 配分対象：活動、施設改修、機器購入、車両購入	<限度額> 500万円(チャレンジプログラムは50万円)	日本郵便株式会社
	社会福祉法人 長野県共同募金会 TEL 026-234-6813	〒380-0871 長野市西長野143-8 長野県自治会館内	社会福祉法人・更生保護法人・公益社団(財団)法人・一般社団(財団)法人・特定非営利活動法人	施設整備費、施設備品整備費	<補助率> 4/5以内 <限度額> 整備費 200万円	長野県共同募金会
	公益財団法人JKA 補助事業部 公益・福祉振興事業課 TEL 03-3512-1278	〒108-8206 東京都港区港南一丁目2番70号	社会福祉法人・公益(一般)社団・財団法人・NPO法人等	施設整備事業、福祉車両整備事業、機器の整備事業等	<補助率> 3/4以内 <限度額> 事業ごとに定める	JKA
	公益財団法人 日本財団 TEL 03-6229-5111	〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル	社会福祉法人・公益(一般)社団・財団法人・NPO法人等	施設整備事業等	事業ごとに定める	日本財団
	公益財団法人 中央競馬馬主社会福祉財団 TEL 03-5472-5581	〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-21 葺手第二ビル6階	社会福祉法人、公益社団・財団法人、NPO法人	施設整備、備品等購入等	<補助率> 3/4以内	長野県共同募金会
	社会福祉法人 清水基金 TEL 03-3273-3503	〒103-0027 東京都中央区日本橋3-12-2 朝日ビルヂング3階	社会福祉法人、NPO法人等	利用者のために必要な建物(新築、改修、増改築)・機器・車輛等	<法人負担率> 30%以上 <限度額> 1000万円	清水基金

\* 上記補助・貸付条件等は、申請時点における募集要領・利率表などにより、確認が必要。